

大学院の入学資格について(概要)

【大学の修業年限、大学院の入学資格の原則】

《学校教育法（昭和22年法律第26号）》

第87条 大学の修業年限は、四年とする…（略）…。

第102条 大学院に入学することのできる者は、第83条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする…（略）…。

【大学院入学資格の特例】

早期卒業

《学校教育法》

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部）の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

《学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）》

第147条 学校教育法第89条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合…（略）…に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第89条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第27条の2に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第87条第1項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第89条に規定する卒業を希望していること。

《学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（平成11年9月14日 文高大第226号 文部事務次官通知）》

(一) 三年以上の在学で大学の卒業を認める制度の創設（学校教育法第55条の3関係）

- ③ この措置は、学生の能力、適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であることに留意すること。また、早期卒業を希望する学生に対する適切な学習指導の実施等の十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用の状況の公表などに配慮し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用の確保に努められたいこと。

飛び入学

《学校教育法》

第102条（略）

- ② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

《学校教育法施行規則》

第159条 学校教育法第102条第2項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に四年）とする。